慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「門引節用萬寶蔵」「早引文通」「木の葉籠」：「四民童子字尽安見」とその改題・改編本
Sub Title	"Monhikisetsuyobanpozo" "Hayabikimojitsu" "Konohakago"
Author	関場, 武(Sekiba, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1990
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.57, (1990. 3) ,p.1- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00570001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「門引節用萬寶蔵」「早引文字通」「木の葉籠」

――「四民童子字尽安見」とその改題・改編本――

関場　武

一、はじめに

今、手許に一冊の本がある。題して「門引節用萬寶蔵」と言う。書型は半紙本。表紙が後補改装のものなので、題簽題は未詳。内題が無く、書名は扉題のみ、そして、奥付から、寛政元（一七八九）年九月、大坂の書肆柏原屋與左衛門の求板本であることがわかる。然るに柱刻は「安見」。頁を繰って行くと、扉と目録、それに奥付部分のみが新刻で、他は旧版の板木をそのまま流用したものであることも判明する。さらに目立つのは、その部門数の多さである。「同訓別格門」～「理義字集」まで、実に六十四の部門を数えるのである。例えば、開版された節用集の中、部門数の多いものを挙げるならば、延宝八（一六八〇）年の「字林拾葉（合類節用集）」が二十四、文久三（一八六三）年の「江戸大節用海内藏」が二十三門、語彙集型の往来で言えば、享保十七（一七三二）年の「俗字指南車」が三十九類、文化三（一八〇六）年の「日用重寶万文字盡」が二十三であるから、本書の方が遙かに多い。まさに書名にわざわざ「門引」と謳い「萬寶蔵」と名乗っているのに相応しい組織である。そして一方、「節用」と言ってはいるものゝ、当時通行してい

たイロハ分けの節用集類ではなく、語彙集型の往来物と言うべきものであることもわかってくる。

では、以上の様な特徴を備えている書は何か、本書の原本は何なのであろうか。実はそれは、松井兎睡が本書より七十三年前の正徳六（一七一六）年に編集・刊行した「四民童子字尽安見」である。

本稿は、その「四民童子字尽安見」と、同書の改題本「門引節用萬寶蔵」、同じく「早引文字通」、それに改編本の「俳字節用木の葉籠」を取り上げ、比較検討を行ったものである。図書閲覧に際し御世話を賜った公私の文庫・図書館の方々、就中小野尚志氏に深甚の謝意を捧げる次第である。

二、四民童子字尽安見

前述の如く、本書は庄左衛門松井兎睡の編、正徳六（一七一六）年に江戸で刊行されている。而して諸本は以下の三種に分類できる。

（A1）

半紙本　一冊

表紙　縹色無地紙。竪二二・三五、横一五・七糎。題簽　狩野文庫本は後補短冊形白紙、「四民童子字盡　全」と墨書し表紙左肩に貼付。

扉題　子持ち飾り枠内に、右に士・商、左に工・農の様をした童子を描く。そして、上方に「古語註解」と右横書き篆書体で出し、その下に天地を大鋸と算盤、左右を鋤とたんぽ鎗といった、各々の童子が手にしている道具で囲みを作り、その中に篆書体で「四民童子字盡安見」と書名を記す。

なお扉ウラ（一ウ・二オ）は、公卿の邸の門の内外に雑色・舎人、牛車等を配した図、二ウ・三オは、各三面ずつ横に仕切って、禮・楽・射、御・書・數の六藝を学ぶ童子の姿を描く。

序題　本書には序が二つある。一は三ウ～四ウにかけてのもので、「四民童子字尽安見」と題し、末に「松井兎睡誌」とある。もう一つは目録の後七ウ～八オにかけてのもので、序題は無く、末に「月更軒兎睡自序」とある。

目録題　「目録」とのみあり、末に「目録終」と記す。部門順に部門名とそのはじまりの丁数が示されている。

内題　ナシ。

柱刻　第一丁を除き黒口、上下魚尾黒。上方に「安見」と書名を出し下方に丁付。丁付　初丁は不明。二～九十一終。

丁数　九十丁半。うち本文は八ウ～九十オ。行数　目録（五オ）～本文末までは有界七行。字数　本文は毎行十三～十四字詰。匡郭　四周単辺、竪一九・一五、横一三・三五糎。

跋　九十ウに「跋」として別掲の如くある。

刊記　後見返し貼付の奥付（九十一オ）に次のようにある。まずはじめに

正字・俗字これあるは、二品に顕也、是正字をしらしめむためなり、俗字とも、世にふれたる文字を用て改る事なかれ、はやく其用に叶ふを是とするもの欤

と三行半余に記し、その左方に

正德六歳丙申孟春吉日

武江田所町書肆松井庄左衛門兎睡堂十次郎藏板」

と刊行年月・書肆名を記す。

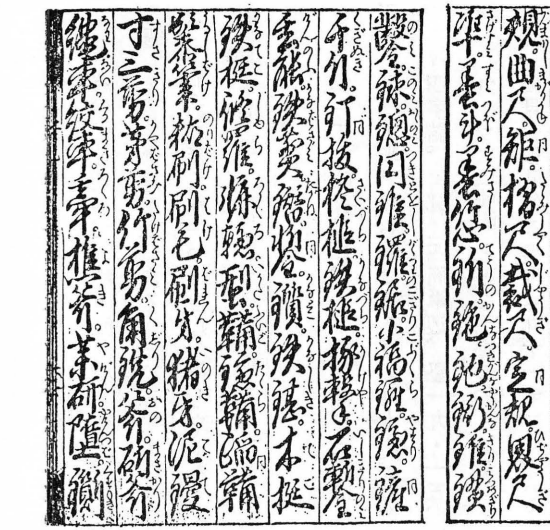

「四民童子字尽安見」・百工器用門（部分）

備考　本書は次の二ヶ所でA2以下の諸本と本文上の異同がある。すなわち、最初の部門「同訓別格門」の㋕の部―2「かさ」と8「かむ」の項に於けるそれである。A2以下の諸本では、「かさ」は、十一オ5行目の頭から

笠頭にあり、同傘手にあり、同蓋わんの季蓋

「かむ」は十一ウ2行目の頭から

嚙食を、同咀怒てはをかむ

と、各々三字、二字ずつが掲げられ、その字義の相違が示されているのであるが、本書A1本は、各々当該行の匡郭外上部に匡郭の一部を利用しつつ四角い囲みを作り、その中に、「畢」、「鑃ハナヲ」の字を加えているのである。字体やその形状からして、この部分は後からの補入と思われ、原稿にもともとこのようにあったものかどうかは未詳である。

所在　東北大学付属図書館狩野文庫（題簽・前見返し　後補）

（A2）

備考　A1本で指摘した同訓別格門十一丁目の「かさ」、「かむ」の二ヶ所の異同をのぞき、他はすべてA1本に同じ。
所在　都立中央図書館加賀文庫（題簽・前見返し欠）。

（A3）須原屋版
半紙本　一冊。表紙　縹色、又は栗皮色無地紙。竪二二・六五、横一六・二糎。
題簽　子持ち枠付短冊形白紙。表紙左肩に貼付。上部を界線で区切り、角書。下方に書名。「万貨字海古語註解」童子字盡安見完」。竪一六、横三・六糎。
扉・口絵・序・跋等　A1本に同じ。
刊記　終丁オ右方にA1・2本と同じく「正字俗字これあるは」云々という一文があり、左に

正徳六歳丙申孟春吉日
作者　松井庄左衛門
江戸日本橋一丁目須原屋茂兵衛藏板」

と出す。うち「正徳」以下の年月日と「松井庄左衛門」の部分はA1、A2本のものをそのまゝ流用したものである。また、位置は異るが「藏板」の二字も似ている。
柱刻・丁数・行数・匡郭等　A2本に同じ。
所在　国立国会図書館亀田文庫　宮内庁書陵部（題簽後補墨）　早稲田大学図書館（題簽・刊記部分等小破アリ、ツカレ。天の小口に「寶暦拾二壬午載正月吉日」の墨書）　玉川大学図書館（改装、二本。一本は終丁欠）。

本書に付されている序と跋は次の通りである。

（序一）四民童子字尽安見

鳥跡結縄にも蒼頡ごときの達智には文字を工夫し、和朝にも牛涎盪虫に三十一字の畫彫を顕し、其意味をしらす、僕幼学に習ハずして壮年に嗤レ臍事あり、責而老後の助なれやと、前儒先生の著述編章を假写して、大海の一滴九牛が一毛探秡す、予がごとき蚩雪の勤なき愚盲児童の弄種にもと、花木に筆を揮ふ、羊羊・烏焉馬の點畫遠、繁多ならん、短智の作者、自問自答、黄吻の囀にまかせて、四民童子字尽安見と題する而已

松井兎睡誌（印二顆、「月更」他）

（序二）童子の目を悦しめんために、次才不順にして、初に羽毛鱗介を出シ、中頃に草花をさかせ果蔬をならし、後に器財飲食をすゝむ、吾世事にいとまなく、十がひとつを集、天地言語は後板に露、尤いろはよせにせさるハ、其長たる物を首におき、尾に其詞を載ゆえなり、尤世事の用字、節用集に洩たるを拾ひ、門〻に入レ之、只寺子入学少助の弄にもなれや

わらひたまえ誰もむかしは臈月」

月更軒兎睡自序（印二顆、「松井」（陰刻）「兎睡」（陽刻））

跋

箸をとれは物喰む事をおもひ、筆をとれは物かゝん事をおもふ、いま月更軒の集ゝ所の文字は、碩にして、義之のからことは、弘法のいろはにて知せ、今日ゑひもせすと書終〻、童も明るより見ル事を安〻す、仍而題号を撮〻月ノ涼〻安レ〻見ヿヲ といふハ菊需淮堂（印二顆）」

「四民童子字尽安見」同訓別格門（部分）

以上である。序-二には「天地言語は後板に露」とあるから、続編刊行の計画があったものと思われる。しかし実際に原本に就いて見ると、「言語」に属するものゝ中から「同訓別格門」と「理義字集」だけを抜いて巻頭巻末に配置したかたちになっており、それが当初の計画の変更・中止を意味しているのかどうかは不明である。なお序と刊記から、松井兎睡と松井庄左衛門・月更軒兎睡が同一人であることが確認できるが、A3の刊記にある兎睡堂十次郎と松井兎睡が如何なる関係にあるのかは未詳である。

さて、はじめに記した如く、本書は六十四の部門に分けて語彙を並べてある。門標は

一　同訓別格門　同し訓なる字義を集ム

二　畜獣門　在ニ家屋一ニ畜トス　在ニ山野一ニ獣トス

十五　諸竹門　竹ハ草木の境タリ、猿ハ人畜の境ニヒトシ

十六　海藻門　世俗誤て蛤やうのものを海草と云、海草ハ水中に有ル草なり

という具合に、まず○に陰刻で部門の順番を示し、次に部門名、その下に注を二行ないし一行に記すというのが基本型である。部

門番号の表記には多少のゆれがあるが、煩瑣となるので省略するとして、部門名表記に巻頭目録と少異のあるものを掲出しておきたい。（はじめが本文部分、後が目録の表記）

四十一　百工器用門――工職器財、四十二　營作器財門――營作器用、四十三　農具門――農具器財、　四十四　猟漁器財門――猟鉤器用、　六十三　水火用字――湯火言辞

以上の五例である。また、部門註の無い門が、十三、十四をはじめとして、二十、三十七～三十九、四十五、四十七～五十、五十二～三、五十五～六十一、六十三～四と計二二ある。

部門別の項目数は私算によれば以下の通りである。

【一】同訓別格門　（い）いゑ～いる　一四項五一字　（ろ）ナシ　（は）はしら～はたらく　一五項六二字　（に）にふし～にほひ　四項一四字　（ほ）ほる～ほるゝ　二項九字　（へ）へる～へら　二項八字　（と）ともし　ひ～とき　一一項三七字　（ち）ちゑ～ちご　三項六字　（り）ナシ　（ぬ）ぬすむ～ぬぐ　四項一二字　（る）ナシ　（を）おい～おこる　七項一九字　（わ）わん～わかるゝ　三項六字　（か）かく～かゝぐ　一四項四六字　（よ）よろひ～よ　四項二〇字　（た）たな～たに　一〇項二六字（れ）ナシ　（そ）そろゆる～そむる　四項一四字　（つ）つゝミ～つぶす　七項三八字　（ね）ね～ねたむ　四項一二字　（な）なぶる～ならす　七項二九字　（ら）ナシ　（む）むくい～むら　四項九字　（う）うらミ～うなぎ　七項二八字　（の）のぼる～の　七項二一字　（く）くらし～くら　八項二九字　（や）やまひ～やま　九項二七字　（ま）まど～まこと　七項二三字　（け）けつる～けむり　三項七字　（ふ）ふだ～ふね　九項二七字　（こ）こしらゆる～こゝろ　四項一三字　（て）でるいき、いるいき　一項二字

（あ）あミ～あらふ　一二項三九字　（さ）さと～さゝら　一〇項二八字　（き）きく～きわむ　七項二三字
（ゆ）ゆがむ～ゆく　二項五字　（め）め～めし　二項四字　（み）みち～ミつる　二項一一字　（し）しほ～しづか　三項一二字　（ゑ）ゑ～ゑだ　三項一二字　（ひ）ひ～ひく　三項一一字　（も）もち～もゆる　二項七字
（せ）ナシ　（す）すくふ～すな　四項一五字　計二二四項七六二字

【二】畜獣門（麒～機綜馬）一五三項　【三】異形門（天狗～轆轤首）三一項　【四】禽鳥門（鳳～善知鳥）一七二項　【五】龍魚門（龍～六々魚）二〇〇項　【六】蟲介門（龜～裸虫人）二一二項　【七】樹木門（松～榿）一四九項　【八】果蔬門（橙～胡鬼子）一二三項　【九】異國草木（龍眼肉～金英草）二九項　【十】蔓草門（藤～陵霄）三七項

【十一】服用草木（木綿～椰子附子）一八項　【十二】茸菌門（松茸～霊芝）三五項　【十三】水草門（芦～藏）三〇項　【十四】草花門（花王～覇王樹）二一九項　【十五】諸竹門（竹～竹米）五二項　【十六】海藻門（昆布～心太）三四項　【十七】菜蔬門（野菜～蹲鴟）一〇六項　【十八】米穀門（稲～麩）六四項　【十九】三飲門（茶～不レ許三董酒入ニ事ヲ山門ニ）六九項　【二十】三飲器用門（茶磨～漏斗）八四項

【二十一】薬種門（人參～馬石）九二項　【二十二】寶貨門（黄金～子母錢）六八項　【二十三】光彩門（朱～寶山）三九項　【二十四】染綵門（青～五色賛言）六三項　【二十五】絹布門（錦～柳條）八〇項　【二十六】衣服門（衣裳～袍）八一項　【二十七】帽巾門（玉冠～幕串）八四項　【二十八】履沓門（足袋～平掛）三一項　【二十九】枕席門（邯鄲枕～蒲團）二九項　【三十】副身器用（杖～扶鍾）四七項

【三十一】女用器財門（天児～冷盆）九四項　【三十二】香花門（伽羅～曝苔）五八項　【三十三】書具文房門

（筆～梵字）一二三項　【三十四】方時器用（磁針～風箏）一四項　【三十五】武具門并古鑑之銘（冑～沸）二三五項　【三十六】馬具門并雑入（鞍～鼻竿）四五項　【三十七】舩車几牀門（龍頭～籮）八四項　【三十八】衣服器財門（唐櫃～簠簋）二九項　【三十九】湯火食器門（湯桶～銅壺）一六六項　【四十】洗掃器財門（盥～白拂）四〇項

【四十一】百工器用門（規～梯子）七二項　【四十二】營作器財門（閾～甃）一〇六項　【四十三】農具門（鍬～砥）六〇項　【四十四】猟漁器財門（狐蹄～僧都）四二項　【四十五】商家用字（筭盤～拝）六四項　【四十六】神祇雑入門（社～氏神）六一項　【四十七】佛具言詞門（佛龕～行水）八三項　【四十八】楽器音曲門（琴～管弦）四一項　【四十九】童子弄器門（破摩弓～撃甕）四六項　【五十】刑罰器言（鉗～流罪）五一項　【五十一】遊藝勝負門（囲碁～囃）二四六項　【五十二】支体灸穴門（頭～痃癖）二〇五項　【五十三】疾病門（黒痣～離魂）一六三項　【五十四】倚頑門（缺唇～珠官目）八〇項　【五十五】百工家業門（木匠～五十集店）一二〇項　【五十六】親戚門（祖父～外戚）九〇項　【五十七】禁中名目（仙洞～衛士）六〇項　【五十八】武家名目（鎮守府将軍～一騎当千 侍）一〇四項　【五十九】女中名目（政所～鰥）一一八項　【六十】諸宗名目（法相～廻國僧）一一二項

【六十一】人倫門（五儀～隠亡）一二二項　【六十二】飲食門（飯～香）一六八項　【六十三】水火用字（百沸湯～隻）六三項　【六十四】理義字集（晶～糶）一四四字

ということで総計五九六三項目となる。但し、これは見出し項目の合計であって、中項目・小項目風なものは算えていないから、実際の数はもう少し増える。いずれにしても、自序で「世事の用字、節用集に洩たるを拾ひ、門々に入レ之」

と言うだけあって、他の語彙集型往来に比し、項目数が多いのはたしかである。語注は、同訓別格門を別として全ての項目にあるわけではなく、各門の終り近くに配されている項に付けられている傾向があるが、長文の注も多い。紙幅の都合上一々の掲出は差し控えるが、例えば

陵霄　或藪寺に、のふせんと云法師あり、所の代官より、かつらの皮薬種に用とて、庄屋かたへ文通をせしが、かなにて、のふせんがつらのかハをはぎて、とよミぬ、村長おとろき、一村こぞりてわびたると云、一笑（十－三七）

抒　世話にかせくに追付貧乏なしといふハむへなるかな、又、一升入ル瓢ハ川中ても一升入と云ハ非也、などかかせかば冨ざらん、近年わつかの望姓にて其功を以て大きにとめる商人を、書林集て梓にちりばめたる所の書物、ひとつふたつあらハす、俄のぶん限を業上りなどゝあざけるハ、その人の至らざるゆへ也、町人になにの系圖かあらん、たとへ源平藤橘の嫡孫たりとも、まづしくして手奠しをする人、たれか賛さらん、只町人ハ金銀をたくわへ、蔵に蔵棟に棟をたちつゝけテこそ、むべなるへし、とかく商職ともにその道をはけミにて（C本はげミて）後、板に入ル事を願ふへしとぞ、永代蔵六巻　新永代蔵六　西鶴織留六　世間胸算用五　立身大福帳六　渡世商軍談五

手代袖算盤五　商人軍配團六　是等の書を見てこそいとなみのよき手本なるべし、それより後、其功はなはだにして冨貴なる人、追付板にあらわし題号をーーートス、是武の高名をして佳名をとゝむるに等（四五－六四）

等、興味深いものも多い。たゞ、三－二六〃元興寺〃に「神社考」、四－五〃雪衣娘〃に「明皇雑録」、十五－二二〃班竹〃に「百詠註」、十六－三四〃心太〃に「庭訓（往来）」、二十一－八七〃砒霜石〃に「時珍（本草綱目）」、九〇〃躬伊羅〃に「輟耕録」、四十二－一〇六〃甃〃に「神代の巻」（日本紀）、五十－五一〃流罪〃に「拾芥抄」「黄帝内傳」等

「四民童子字尽安見」・理義字集（部分）

の名が見え、また「和漢三才圖會」等に通ずる記述もほの見えるので、注が全て兎睡の手に成るものなのか、或は何か典拠があるのか等については慎重な見極めが必要である。ともあれ注を所々詳しく付けたのも、「童子の目を悦しめんため」「只寺子入学少助の弄にもなれや」（自序）と思ってのことなのであろう。なお、もし何かの孫引や引き写しでないとすれば、著者の経歴等をうかゞわせる注が若干ある。

（六－四八）田螺　遠州横須賀小谷田といふ所に古井有、此井に田螺あり、常より大し、或時六尺余りの蛇、蛙を求んとてかの井に至り水中をさかすに、おりふし田にしの口あきたるに、かの蛇のはりを人レぬ、田にしふたをかたくしむる、蛇大キに苦しミ、藪に入て竹にまとひて、一時ばかりして死ス、予生国にして當是を見たり、珎事なれは爰記

（四十－二一）居風呂桶　高野山五の室寂浄院に、楠の根にて居風呂桶を彫、箍なしにして庭に居ル、土付たる所おのつから石となりぬ、是たまかしハといふにや、

予登山の折ふし此寺に一宿、是にて浴ス

等がそれである。また「下賤と見てもあなとるへからす」（四十三－六〇　砆）、「頑とて不レ可レ侮」（五十四－八〇　珠官目）等、道徳的・教育的な配慮もうかがえる。

以上やゝ細かく本書の内容を紹介して来たが、「四民童子字尽安見」で特徴的なものは、巻頭巻末に置かれた「同訓別格門」と「理義字集」である。第一の同訓別格門は、前に示した如く、イロハ順に同訓異義、同訓異字語を並べたもので、訓の合計が二二四、掲出字数は七六二ある。本書以前に出た毛利貞斎の「新編類字箋解」（元禄四〈一六九一〉年刊。改題本に「類字以呂波韻大成」（外題「雅俗類聚箋解」、元文二〈一七三七〉年刊あり）や、以後に出た皆川淇園の「虚字解」（天明三〈一七八三〉年刊）、「續虚字解」（寛政四〈一七九二〉年刊）、「實字解」（同三年刊）、「實字解二編」（享和元〈一八〇一〉年刊）といった、同訓異義・同訓異字専用の書に比べれば簡略であるが、それでも他の往来物の頭書に偶に見られるものと比較すると内容・分量とも遙にすぐれており、注目に値するものである。なお、は－四「林平土二木あり、森雑木あるを」、ち－三「児赤子ゑ四五才まで、童冠せさる十五才まで」の如く、イロハ順から外れる字訓を含む項が五ケ所ほどある。また「理義字集」は、絲、燚、姦、驫、驫、猋のように、同じ字を二つ乃至三つ合わせて作られた字を中心に、門、丰等一四四字を集めたものである。往来物や節用集類の付録に時々世話字集風なものが入っているのを見かけるが、それと同じ様な面を持っており、「童子の目を悦しめ」るものになっている。因に「詞林三知抄」の版本や古写本に、厂ダレに「有」という字を上下二段三列の計六個書いて「あまのはしだて」と訓ませている例があり、節用集の頭書にそれを引いている場合があるが、本書の理義字集でも一三八番目にこの字が掲出され、「はしだて」という訓が付いている。

なお、「増補改正早引節用集」の寛政版の巻末にある大坂の書肆柏原屋与左衛門の「和書蔵版目録」に掲載されている

童訓字盡安見　士農工商取扱ふ文字を集メ門部を分ち註を加ふ

という広告は、書名が一部異るものゝ、版元がB本と同じで時期も近いので、おそらく本書のものであろう。

三、門引節用萬寶蔵

はじめに述べたように、本書はA「四民童子字尽安見」の改題・修訂本である。A本と異同のある点を次に記す。

（B）

半紙本一冊

表紙　後補、縹色無地紙。竪二二・七、横一六糎。　題簽　欠。

扉題　菊に唐草模様のある飾り枠内を重線で縦に三ツ割にし、中央に「門引節用萬寶蔵全」と大きく書名を出し、右と左の欄に各々二行に分け

此書ハ世間にある處の字書と遠ひて、正字・俗字・類字等、数多拾ひ集めて部門を分け／門々によりて文字を引出すに見安からしむ、實に四民児童の淺より深きに入の便要とす

とその内容を紹介している。

目録　扉ウ（一ウ）～五オまで「文字引様目録」と題する目録がある。Aでは部門番号と部門名、はじまりの丁数だけが表示されているが、本書では、本文の部門名の下にある注を基にその部門の内容案内をしている。比較するためA本の門標の説明の個所であげたものと同じ門を示すと

一、同訓別格門　同訓讀にて字義ちがひの文字の分を、数多あつめて此門部に出すなり　八丁目

人家にかひ置を畜といひ、野山に己がまゝに育を獣と云　十七丁目

といった具合である。右のようにA本よりやゝ詳しくなっている場合と

十五、諸竹門　竹類　竹ハ草木の境なり　卅四丁目

十六、海藻門　海藻　海の中にある草なり　卅五丁目

の如く簡略化している場合とがある。また本文に部門註の無い二二門分も

卅九、湯火食器門　湯火食の器　鍋釜・弁当・庖丁の類の文字をのする　五十七丁目　六十四、理義字集　ことやうなる字を集め出す　同（八十八丁目）

「門引節用萬寶蔵」刊記

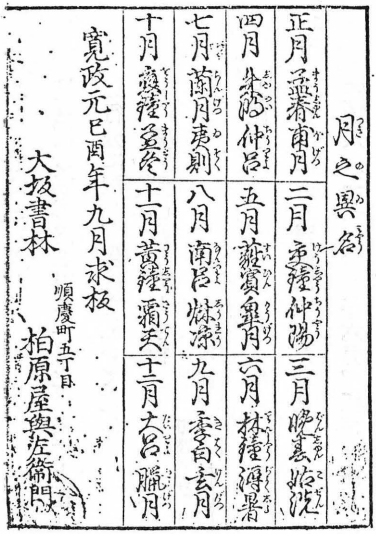

と新しく説明を加えている。なおA本では本文の門標と目録のそれとにズレのある例が五つあったが、本書ではすべて一致している。

柱刻　様式はA本と同じであるが、新しく版を刻んだ扉～四丁目は、「安見」の題名がなく、下方に丁付のみ。五オも新刻であるが、こちらは丁付の方を消している。また奥付部分には柱刻が無い。したがって丁付は一～四、□、九～九十となっている。

丁数　八十七丁半。うち本文は五ウ～八十七オ。行数　目録は有界

二、畜獣門　獣物字盡

八行、他はA本に同じ。

刊記　後見返し匡郭内右方に「月之異名」と題し「正月孟春甫月」～「十二月大呂臘月」までを、上下三段四行、都合五行分に記し、界線を置いて左に

寛政元己酉年九月求板

大坂書林　順慶町五丁目　柏原屋與左衞門

と記す。

備考　本書にはA本冒頭に在った絵図と、二つあった序文が無い。また、新刻の部分を除き刷りが良くない。

寛政八（一七九六）年六月、江戸の西村源六、山嵜逸平、大坂の村上伊兵衞、柏原屋與左衞門から刊行された「増字百倍早引節用集」の巻末に付載の「蔵板目録」（柏原屋與左衞門）にある「門引節用集　士農工商の平生取扱文字を集め、門部を分ち、古語故事に註を加ふ　一冊」という広告は、本書のことか。同書の天明六（一七八六）年版付載の「蔵板目録」には、「門引倭字彙」として

士農工商の平生取扱ふ用字をあつめ、門部六十余に分ち、古語故事にハ注を加へ、節用にて知れざる事をも明かならしむ

という広告がある。これを「享保以後大阪出版書籍目録」の「門引節用集大成」（寛政五年十一月申出）に関する記事、「以前〝門引大和字彙〟と題せしを此度改題發行申出」に照らし合せると、本書である可能性がさらに強くなる。なお「門引大和（倭）字彙」は伝存不明、未見。

四、早引文字通

（C1）

中本一冊

表紙　葡萄茶色布目地紙に唐草模様空押し。竪一八・八、横一三・一糎。

題簽　子持ち枠付短冊形黄染紙に「早引文字通　全」と外題を刻す。表紙左肩。竪一二・七、横三・五糎。

前見返し　白紙。序題　ナシ。「凡例」の次に「目録」がある（末に「目録終」とアリ）。

内題　ナシ。尾題　終丁オ最終行上方に「早引文字通終」とあり。

柱刻　上魚尾黒。魚尾のすぐ下に「文字通」と書名を記し、下方に界線を置いて丁付。丁付　ロノ一～ロノ四、一～八十九。

丁数　九十三丁。うち本文は八十八丁半。行数　目録と本文は有界七行。字数　本文見出し項目は毎行十二～十四字。

匡郭　四周単辺、竪一四・七五、横一一・二五糎。

刊記　終丁ウを界線で五つに区切って、右四行分に撰者名と広告、左方に刊行年月と書肆名を記す。すなわち、まず

撰者　江戸　松亭金水

と撰者名を出し、次いで左に

増補註　四聲字引玉篇大全　横本　全一冊／和漢年代重寶記　全　全一冊／頭書繪入　庭訓往来精註抄　中本　全一冊

と三冊分の出版広告を載せ、さらに左に

「早引文字通」題簽

弘化四歳次丁未夏五月發行／馬喰町貳丁目／東都書肆　錦森堂森屋治郎兵衛版

と記す。

（C2）

表紙　縹色無地紙のものや葡萄茶色地に網目模様空押しのもの等がある。竪一七・八～一八・四、横一二・三～六糎。

題簽　子持ち枠付短冊形白紙。「早引文字通　全」。様式等C1に同じ。

前見返し　青海波・雲形模様入りの飾り枠内を、重線で真中の欄がやゝ巾広くなるように縦に三ツに割り、中央の欄に「諸用早引　文字通全」と大きく書名を出し、右側に「松亭主人撰并書」、左に「東都　錦森堂梓」と記す。

内題　ナシ。　柱刻その他　C1本に同じ。

刊記　終丁ウにC1本と同じものがあり、次いで後見返しに次のようにある。すなわち匡郭内上部中央に「東都書林」と出し、その下に「日本橋通壹丁目須原屋茂兵衛／芝三島町岡田屋嘉七／日本橋通二丁目山城屋佐兵衛／全小林新兵衛／本石町十軒店英屋大助／芝三島町和泉屋市兵衛／横山町壹丁目出雲寺萬次郎」と、七軒の書肆を列記する。いずれも、この期の江戸の代表的な書肆である。

備考　刷りは状態の良いものでもC1本に比し少し劣る。

所在　国立国会図書館（改装、陸軍豫科士官學校旧蔵）、同亀田文庫（一部少破アリ）、都立中央図書館・東京誌料、上田市立図書館花月文庫（刊記一部破欠、題簽後補墨）。

A本とC本のちがいは幾つかあるが、まず、Aに在った序と跋を削り、Cでは新たに序と凡例を付しているといった点を指摘することができる。一オには次のような版元の序文がある。

夫文字ハ人間一生の専要にして、貴賤となく賢愚となく、是を知らずんバ有べからず、故に都下の少年はいふに及ばず、或ひハ邊鄙山家の児童稚女奴隷に至るまで、是を学ばしむるといふといへども、農工商の輩ハ、活生の為に、幼稚より暇なくて、竟に学得ざるも多く、されバ年闌て後悔少なからぬも、又如何とも方なからむ

依て今この文字通ハ、悉く部門を分て専用の文字を輯め、視るに易く知るに早く、かゝる族の重宝となす、是を坐右に閣ときハ、事に臨ミて巻を開き、文字を知るの徑捷ならん

板元　錦森堂欽白

右の序に続く一ウ・二オは見開きの図になっている。まず一ウは、男の子二人が、師匠の前で字指しを使って漢籍の素讀をしている図で、師の背後には、「史記」「前後漢書」「十三經」「春秋左氏傳」「本朝六國史」「太平廣記」「通鑑綱目」と各々の蓋に記した本箱が並び、右下に「○人生れて八歳より小學をまなバしめ、十五歳より大學を習ハせ、身を立家を齊ふことを教ゆべし」と記す。二オは、女の手習いの師匠の前で、二人の女子が手習いに勤しんでいる図で、左下に「○女子ハ、幼きより手習さして、その餘りにハもの縫わざを教ゆべし、其餘の藝ハ、いづれにてもよきものなり」と記す。

そして次の二ウが「凡例」である。そこでは次のように本書が「数引の節用」すなわち早引節用集より、はるかに早く引けることを謳っている。

○この書ハ文字の引出し方、たゞその早きを旨とすれバ、世に多くある訓音の数をもて引出すの類ひに異なれバ、見馴ぬ人は却て引悪く思ふもあるべし、されバこゝに其凡例を挙て引方の槩畧を記す、是をよく覚ゆる時

ハ、かの数引の節用に倍れること遠しと云べし

○まづ其一二をいはゞ、人倫門といふ所にハ、祖父祖母父母より始て、玄孫曽孫また親族の文字を記し、禽鳥門といふ所にハ鳥翅の文字、鬼形門にハ、世にいふ鬼神妖魔のたぐひの文字、また器財門の内にも、日用の器財、工職の器財、農家の器財、その餘微細に部をわけて、便なるを専らにす、餘ハ準へて知り給ふべし

したがって、本書の題名は、本書が凡例に言う「文字の引出し方、たゞその早きを旨と」したものであるところから来た命名で、当時流行の「早引節用集」（宝暦二〈一七五二〉年初版）や、天保十五（弘化元〈一八四四〉）年新刻の「懐宝数引節用集」、弘化三年の「増補改正伊呂波音訓数引節用集」を意識していることは間違いない。

さて、本書C「早引文字通」がA「四民童子字尽安見」の改題本であることは既に知られている。しかし、それを初めに指摘したのが何時、誰であるかは定かでなく、また、細かい比較がなされているわけでもない。そこで次に、やゝ繁雑になるが、部門順に両者を比較し、見出し項目の表記の異りを中心とした異同を恣意的に示し、その違いの傾向を見て行くこととする。はじめに掲げたものがA本、後に示したものがC本の本文である。項目の上にある数字は私につけた項目番号、項目を（　）で括ったものは、その異同が（　）内の項目の注等にあることを示す。

【一】同訓別格門（同訓なる字義を集ム）――同訓別格門（部門註ナシ）　なお、部門の順序を示す数字は、Aは○に陰刻であるが、Cは陽刻である。い・六　禱（同いのる）命を――禱（同）病を　は・一二　颯（同へましる）――颯（同）一三　掃（同はく）にはを――掃（同）地を　一四　恥（同はぢ）きいて――恥（同）いきて　ほ・一　堀（同ほる）池などを――堀（同）地を　ち・三　童（同わらく）冠せざる十五才まて――童（同）冠せざる十四五才迄　ぬ・三　貫（同ぬく）物を――貫（同）物をつらぬく　を・四　藏（同おさむ）はこに――藏（同）書を　五　思（同おもむ）事を――思（同）物を　か・一四　褰（同かくと）衣を――褰（同）もすそを　よ・二　讀（同よむ）儒書、又書ヲ見て　誦（同）佛書、又そらにて――讀（同）書を　誦（同）仏書　た・八　蓄（同たくわ）五こく、食類――蓄（同）五こく　さ・八

壯人の——壯年の　九　寐——寤　同　も・一　餈粉にしてだんご——餈粉にしてむしたる

【二】畜獸門　七七海獺——海獺　一二八　駿——ナシ　【三】異形門　七　木魅——木魁　二九（三越入道）全〃狐狸のわさ也——全くハ狐狸などのわざにやあらん　見越の文字より三越の俗説可也——見越の文字より出たる俗説なるべし　【四】禽鳥門　四六　鵠——ナシ　九一　閑呼鳥——閑呼鳥　一四一　木綿付鶏——木綿付鳥　一五〇　距——距　一六八　肫——ナシ　【五】龍魚門　五　大虵——大蛇　三六　鮸——ナシ　一二六　鮞——ナシ　一四一　鯇——ナシ　一五一　氷魚——氷魚　一七九～一八〇　鮑。魚斬。——鮑魚・斬。一八九～一九一　魤。鮂。鯀。——魤。鯀。鮂。

【六】蟲介門　四八（田螺）予生国にして當是を見たり、珎事なれは爰記——予生国なれバ當に是を見たりと一書に見えたり　八六　花蜘蛛——花蜘蛛　一一五　蛻——蛻　一三二　壁魚在壁——壁魚　一六一～二蜾。蛄。——蜾蛄・　二二二　裸虫人——裸虫人　【七】樹木門　一九～二三　楠。樟。檉。槻。樫。——楠・樟・檉・槻・樫・　六三（紅葉）こうやうする木ミな紅葉也——こうえふする故に、是をミなもミぢといふ　一一六　木蓮花——木蓮花　【八】果瓜門　七九～八〇　胡桐淚。眼茄——胡桃・淚眼茄　八七～八　山女。瓜。——山女瓜・九六　金鶩妥——金鶩瓜　【九】吳國草木　二八（如何樹）芦刀にてハ——芦刀にてこれをわれバ二九（金英草）蛙のミたるを見ルにも——未詳　【十】蔓草門　三七（陵霄）文通を——文を　はぎてとよミぬ——はきてよとミぬ

【十二】茸菌門　五　香茸——香茸　十六　稠膏菌——稠膏・　【十三】水草門　五　蒹——蒹　二二　石菖——石菖蒲　【十四】草花門　三　芍薬——芍薬　二〇～一　女郎花。男郎花。——女郎花・男郎花・四九

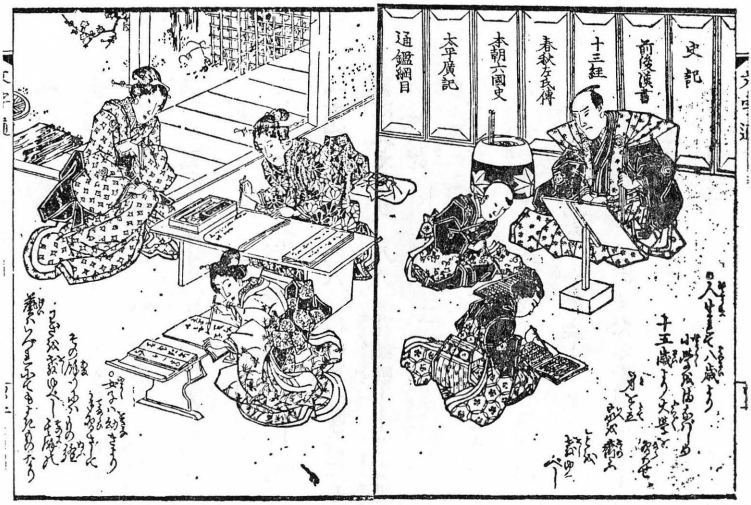

「早引文字通」巻頭　1ウ・2オ

芭蕉――芭蕉　五四～五　麦門冬。天門冬。――麦門冬・天門冬、六五～六六　苦參。錦葵。――苦參錦・葵、一五五　貫衆――貫衆　一八三　五毒草――五毒草

【十六】海藻門　一四　雅海藻――ナシ　一七（神馬草）神功后皇――神功皇后　【十七】菜蔬門　三　菜――ナシ　二九　楊花盧菔――楊花盧服　三六　蒲公英――（左訓ナシ）　四九　茗荷――ナシ　五一　薑――薑　一〇〇　蘘荷――蘘　【十八】米穀門　一九　陳倉米――陳倉・米・二二　琉球米――琉球米　五三～五七　鵲豆。雄豆。粉豆。豌豆。莢。――鵲豆・／莢・……六二　雄豆・六三　粉豆・六四　豌豆　【十九】三飲門　（部門註）茶　多葉粉　酒――茶　酒　多葉粉（本文の配列順からするとA本の方がよい）　三一（名所炮草）新田――新田　手箱と書て手箱ト訓スゆへ――手首とかきて烟草と訓ず、ゆゑに　四六　桑酒――桑酒　【二十】三飲器用門　四〇　炮盒――炮盒　四五　吹炮管――炮管

【二十一】薬種門　二四　黄檗――黄檗　三二　生姜――

生姜　五一　石膽――石膽　七一　霊天蓋――（左訓ナシ）　【二十二】寶貨門　五二　珎珠――ナシ　五九
薬玉――薬玉　六三～四　干珠。満珠。――干珠満珠。　【二十三】光彩門　二六　金銀泥――金銀・泥。　【二十四】染綵門　四五　丁子染――丁子染　六二　臣下袍色――ナシ　【二十五】絹布門　六三～四　糸。絲。――糸・絲。　七九～八〇　絃。柳條――絃柳條

【二十六】衣服門　襠――ナシ　【二十七】帽巾門　一五～六　手細。頭巾。――手細頭巾。　二六　手襁――襁　四一　和巾――和布（同）　【三十】副身器用　二八　華蓋――花蓋　四七　扶鍖――鉄鍖

【三十一】女用器財門　三（十二手箱、又云）　ナシ――香具類　四　乱箱――乱箱　二一　御所文匣――御所文庫　二五　水引筥――水引箱　九三　綿線引。綿線・引。　【三十二】香花門　二五（薫物）　蜑焼残――延焼残　三三　香盒――香盆（同）　【三十三】書具文房門　二三　硯池――硯池　【三十四】方時器用――方時器用

【三十五】武具門　八五～六　箭。筈。――箭筈（同）・　九〇　乙矢――乙矢　【三十六】馬具門　一七～二三　蔽泥（同あをり）　馬面。馬介。鞭。靳。鞦。馬轡。――ナシ　二八　馬拗――馬杓　【三十七】舩車几牀門――舩車几牀門　八〇　槨――ナシ　【三十八】衣服器財門　一〇　骨柳――骨折　【三十九】湯火食器門　四六　續松――續（同）明

【四十】洗掃器財門　一三　柄杓――ナシ　【四十四】猟漁器財門　三五～六　生魚篭。鰡攪餌――生魚・篭・鰡攪・餌・

【四十五】商家用字　六三（符帳）

A本ではこの項の注として「十也一也。廾也二也。卅也三也。」以下「九十也九也。百。二百」までの符丁

の実例を、「十」の場合を除き　両仮名つきで載せるが、C本には振り仮名が左右とも無い。

馬士舩頭駕丁——馬士舩頭駕丁　魚店等に遣ふ也——魚店菜店などにて遣ふ也　【四十六】神祇雑入門　三　二所宗。廟。——二所宗廟。

【四十七】佛具言詞門　一三　数珠——数珠　四八　禅板——禅版　【四十九】童子弄器門　三二　起居這子。——起居。這子。

【五十一】遊藝勝負門　四（碁子）鷺石、烏石——鷺石、烏石　五八　簍六角二ツハ——簍六方六面　一二九　烏帽子付——烏帽子　一七六　大臣柱。——大臣。柱。　【五十二】支体灸穴門　一九二（蘇生）賛て——賞て　退——治すべからすと云て退く、竟に　二〇三　風池——風地　【五十三】疾病門　一〇一　盗汗——盗汗　一四八　癇症——癇症。　【五十四】倚頑門　八　唖（同おし）——痾（同）　三八　匾匾——匾匾　四二　兀頭——兀頭　七二　弩肉目。——弩肉。目。　八〇（珠官目）駿州藁科——信州藁科

【五十五】百工家業門——百工家業門　九二　烘糕店——烘糕店　一一三　制薬屋——製薬屋　【五十六】親戚門　一五　外姑妻父——外姑妻母　五一～二　姉。妹——姉妹。　六〇　玄孫——玄孫　六四　雲孫——雲孫　八五　落胤腹子——落胤腹子　【五十七】禁中名目　二一～二　后宮。准后。——后宮。准后　三〇～一　御摂家清花家。——五摂家。清華家。　三五～六　月卿。雲客——月卿雲客。　五五～六　検非遌使　上達部。——検非遌使。上達部。　【五十八】武家名目　四　相国——相国　一〇　若公——若公　六三　囚獄——囚獄　八二～三　僕。奴。——僕奴。　九〇　郎等——郎黨　一〇三　殿——殿　【五十九】女中名目　七　婦人——婦人　一一　内方——内方　七五　糊摺嫗。——糊摺。嫗。　一〇八　夜發——（左訓ナシ）　一一六　茶屋——

―左訓ナシ）

【六十】諸宗名目　一三　臨斉――臨済　五三　知識――智識　九一　偏衫僧――偏衫・僧・　【六十一】人倫門　三三　庄官――庄官　四一　夫人――夫人　五七　馬醫――馬醫　五九　牧童――牧童　六三　水主――水主　八二　飯綱術。――飯綱・術・　一〇二　忘八――忘八　【六十二】飲食門　一三　糝――（左訓ナシ）　一二二　温飩――温飩　一六四　鹹――鹹　一六八　香――香　【六十三】水火用字　四四　猫――猫　【六十四】理義字集　一一一　凸――（左訓ナシ）　一一九　井――（左訓ナシ）

以上が見出し項目を中心としたA本とC本の異同の大略である。○まず、項目数の違いであるが、Aに在ってCに無い項目が、二―一二八をはじめとして計二十四ある。うち、六―一六二、八―八七の場合は、両方ともA本の方が正しい。また、一六―一四は、翻刻の際の目移りや字詰が絡んでの欠落である。すなわちAの一六―一一～一七は「搗和布／若和布。石蓴。雅海藻。相良和布。海藻／神馬草」の順に並んでいる。それをCは「搗和布・海藻・神馬草」としてしまい、その脱落に気づき、一六門最終項の「心太」の後の空きを利用して、「若和布・石蓴・相良和布」の順で入れて行ったが、そこで行の終りが来てしまい（本文29ウ6行目）、その結果「雅海藻」一項分を落すことになってしまったものであろう。三六―一七～二三にかけての七項目連続の脱落は目をひくところであるが、その理由は不明である。一方、C「早引文字通」の方が項目を増やしているように見える個所も十ケ所程度ある。それらは四九―三二「起居・這子・」、五一―一七六「大臣・柱・」に代表されるように、殆どCの方の語彙の切り間違いである。なお、五七―三五、三六の「月卿。雲客――月卿雲客。」の如く、C本の方で或は項目の統合を図ったのではないかと思われるものも数例ある。これは、訓みそのものはA本と同様にあるし一語と見るか二語と考えるか判断に迷うところもあるので、意識的

な改変が認められる五八－八二、八三の「僕。奴――。僕奴・」を除き、今回はそのまゝとし、項目数のちがいとしては算入しなかった。

○部門註の有無は、第一の同訓別格門の場合のみを例示したが、C本では第八～十二、十八、五十四、六十二の八門でも、部門註を欠いている。○仮名遣や振り仮名を別として、異同の少ない部門は、第十一、十五、二十八、二十九、三十四、四十一～三、四十六、四十八、六十三の計十一門である。例えばCの第十一服用草木門では、A本にある「衣類に用レ之」という部門註が無いが、その他の異同は、一八「椰子附子」の注の、木實――木の実　染屋――染屋　用ル――用ゆ　の三ケ所だけである。

○両本間には仮名遣の相違、漢字・仮名表記の違い、清濁の差、振り仮名の有無等が多く存在するが、一定の法則があるわけではない。例えば仮名遣で言えば、C「早引文字通」刊行時に通行していた「古言梯」系の仮名遣書、或は所謂「定家かなつかひ」の版本と比べて見ても、Cが全面的にいずれかに依ってA本の仮名遣を改訂しているとは言い難いし、C本内部で完全に仮名遣の統一がなされている訳でもない。ただA本のそれを直そうとしたことは確かである。また、注の振り仮名を、C本で多く追加している。たとえば、

摂ℵにあり、秦の武文が昊海中にとゞまり蟹となるといふ、甲人の面にして其形恐ろし（六－一七　武文蟹）

常ℵ筑波の辺にあり、塩づけなどにして酒の肴（A本「酒肴」）と成、かたちはごの子の如し、後水尾院の御哥に　筑波根のそれにハあらて小木の子の今宵の月ハ空にすめ〳〵（九－一二三　胡鬼子）

武蔵坊弁慶、書写山にありしとき、昼寐しけるに、若法師あつまり、弁慶が貞に足駄をゑがきて狂哥す、へ弁慶がつら平掛によく似たりめから緒をいれ口ハこばなを　是をいきどふりて山をやきぬ、かの時鏡にしたる井弁慶

水とて今にありと云（二八～三一　平掛）

等の例に見られる振り仮名は、すべてC本で新たに施したものである。

○見出し項目の訓を、C本で意識的に変えている場合がある。例えば十四－三、二〇～二一、五四～五、五六－六〇、六四、八五、五八－一〇、六三、一〇三、五九－一一等がそれである。これらはいずれも両様の訓が認められるところであり、軽々にA本とC本の年代の隔りから来る差――正徳六（一七一六）年と弘化四（一八四七）のそれ――を云々するわけにはいかない。たゞAの編者松井兎睡とCの編者松亭金水の言葉に対する感覚の差――と言っても或る語について金水はそういう言い方をしない、あるいは知らないといった程度であるが――は認めてよいと思われる。

○注の文辞も、C本で意識的に改変している場合がある。少異の場合が多いが、六－四八「田螺」の例などは重要な意味あいを持つ。五六－一五「外姑」の場合は適切に改訂している僅かな例の一つであり、逆にC本の方が劣る例として、三一－三、三四の門標、四五－六三等相当数をあげることができる。○句点は、Aが殆どすべて。点であるのに対し、Cは・点である。

要するに、以上の点から、C「早引文字通」はA「四民童子字尽安見」の、単なる改題再刻本ではなく、改題・修訂本であることが判る。一八－五三～五七は、Aでは「鵲豆。雄豆。粉豆。豌豆。莢。」の順に並んでいるが、Cはそれを「鵲豆・莢・」としてしまい、後でその脱落に気が付き、A本一八の最終項である「麸」の後に、「雄豆」以下の三項を追加している。この例の如く、また前にふれた一六－一一以下の場合がそうであったように、C本はAの本文から逸脱しないように一応の努力はしているのである。しかしその際、筆耕として、また手跡指南としての経験が豊富であったせいか、或は他にも往来物や節用集類の校訂をしたことがあるためか、金水自身の、仮名遣や用字等に対する規範

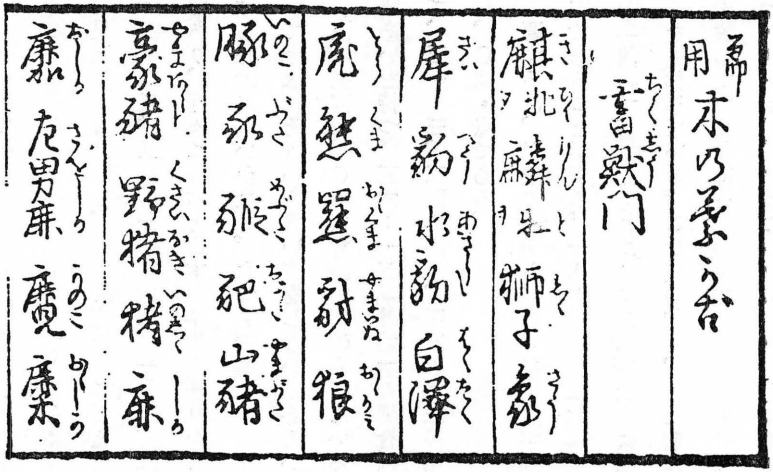

「俳字節用木の葉籠」巻頭（部分）

意識が働き、それらの改訂・手直しをはじめとして、文辞の補正や、振り仮名の追加、見出し語の訓みの入れ替え等を行ったものであろう。そして、誤解・不注意も含め、結果的に項目数に若干の増減を生むことになったのであろう。したがって、原著ではないにしても、見返しや刊記に記されている如く、松亭金水（寛政九〈一七九七〉～文久二〈一八六二〉）の撰ならびに書と言えるわけで、次に取り上げる「俳字節用木の葉籠」に比べ、内容的にもはるかに良心的な復刻である。そして、それはまた、他人の戯作の書き継ぎを得意とした金水の姿勢を、如実に物語っているのである。

五、俳字節用木の葉籠

（D1）

横本　三ツ切　一冊

表紙　白布目地紙に渋刷毛引。竪七・一、横一六・〇五糎。

題簽　表紙左肩、子持ち枠付短冊形白紙。「俳字節用木の葉籠」。竪二・一、横六・一糎。

序題　序」（東都蕉門一派　一斎風松識、文政七甲申首夏）

目録　部類分目録」。部門名と丁付を上下二段に記す。最後の「同訓別格（どうくんべつかく）」は一行に記すが、界線を置いてその左に

此餘三體いろはを初として、五音相通、本朝三筆、三跡、和哥四天王、四大家、六哥仙人名、武玉川、諸国遊里の地名、年賀の稱、忌日の異名、後藤・土佐・狩野家等略人名、其外名画、茶人、俳諧五流、芭蕉十哲、草木異名、諸国略地名、俳諧一巻之式等、あらまし爰にあらわすハ、初学の人、附合の席上に望て、それかれと見出求るたよりそかし

と、収載してある付録についてのあらましを述べる。

内題　節用木の葉かご」

尾題　まず本文の終り、八〇ウ最終行左下に「終」とのみあり、付録の終り百一ウ左上に「木の葉籠終」とある。

柱刻　白口。各丁ウ下方に丁付のみ記す。丁付　序一、序二、序二、一～百二。巻末広告部分は版心の中央下方に一～八と記す。

丁数　（序）一丁＋（目録）二丁、（本文）百一丁（八〇ウまでが本文。以下二一丁分は付録）、（跋・刊記）一丁、（広告）七丁半。合計一一二丁半。

刊記　二世牛文菴の跋文の後、百二ウ左方に

文政八酉年晩夏／江戸淺草茅町二丁目／須原屋伊八」と記す。

匡郭　四周単辺、竪五・九五、横一三・九二糎。行数　本文部分は有界十一行、字数　本文は毎行六～八字。

備考　本書は比較的多く伝存するが、その大半は刷りが良くない。

広告は、谷素外の「俳諧手引種」～古賀双桂「温泉考」までの二三点。いずれも詳しい内容紹介があり、また末に

右之品、いつれの本屋へも出し置ゝ間、御求御覧可被下ゝ、以上、板元謹白

との口上がある。なお、十番目に本書の広告があるので、次に掲出する。

俳諧節用　木の葉籠　二世牛文庵宗匠著　懐中横本全一冊

餘多の文字を見いだしやすきがため、六十一門に分ちしるす、巻末にさま〴〵調宝なる事ども、諸国の名義等、俳諧の巻句数の定め、初心の益ある事共をあつむ

付録は、目録にある説明でほゞ尽きている。私算によれば二四種ということになるが、中に「佛書略字」として「ササ（ボサツ）」「ヨヨ（エンガク）」等の五字、「外」として「ヒ（とも）」「片（とき）」等の五字が示されていること、「今ハ名のミ残りて其里なき地もあり」との但し書き付きで「嶋原京　新吉原江戸」以下二六ヶ所をあげ、「此外諸国にあまたあれと、只人口に言ならハせしをしるす」と留めているのが興味をひく。

（D2）

内題・刊記等　D1本に同じ。但し巻末の広告が無い。

備考　D1本に酷似しているが、仔細に比較すると、仮名の字母や仮名・漢字の字画その他に少異がある。また匡郭や、匡郭と本文の位置等が異る。而てD1との先後関係は俄に定め難い点がある。D3とのつながりでこゝに置くことにした。

（D3）

前見返し　黄紙、飾り枠の中央に「木の葉かご」と大きく右横書きで書名を出し、その右に「俳字節用」と角書きを縦に記し、左に「東京　萬青堂藏」と同じく縦に記す。

刊記　終丁ウ左方に「文政八酉年晩夏」と出し、その左に

東京浅草茅町二丁目須原屋伊八原版主／明治廿一年三月求版／神田松住町　島屋平七版

と記す。広告は無い。

内題その他　D2本に同じ。

備考　本書はD2本の版木を流用しているが、本文第四十三丁だけは全面的に改刻している。四十四オを見ると右上方が相当傷んでおり、第四十三丁も破損等が生じたのかもしれない。

さて、本書がA本と関連があることは、昭和七年九月刊の改造社版「俳句講座」第六巻〝俳書解説篇〟所収の「歳時記解説」でも指摘されている。その中で宇田久氏は「俳諧に使用される詞を、畜獣門・禽鳥門・龍魚門等六十一門に分類したものであるが、この分類は正徳六年板の兎睡の「四民童子(てうし)盡安見」所載のものを襲用したのである」と述べておられるが、襲用しているのは分類だけではない。Aを取り込みながら、新しい著作に見せかけるためか、部門や項目の配列順を入れ替えたり、語註・部門註とも簡略化あるいは省略したり、原本の項目を削り新しい項目を付け加えたりといった、複雑な作業をしているのである。紙数の関係もあり逐一の報告はできないが、順を追ってその概略を示すことにする。

【一】畜獣門――A本では第二番目の門である。Aの一「同訓別格門」をDでは最後に回し、これをはじめに据えている。四「象牙(ざうげ)」が「象(ざう)」となっているほか、A―一二「虎(つのあるとら)」～一七「蝋虎(らつこ)」、一一二「騧(かげ)」～一二六「驛(はだせ)」、

一四三「尨」～一四九「守犬」を欠く等、項目数はAより四八少ない一〇五となっている。但しAに無い「鼠」一項を含む。

【二】禽鳥門――Aでは第四門。Aの三異形門がDには無い。A―五「雪衣娘」等が無く二〇項分Aより少ない一五二項である。表記の面ではA―四七「家鳧」がDでは「家鴨」、一〇八「翡翠」の訓が「ひすい」になっている等の相違がある。【三】龍魚門　一九〇項。一〇「蛇」、七二「鰒」、七四「西施乳」等が独自項目。【四】蟲介門　一六六項。四九「甲香　又へなたりと言よし、つれ〳〵にも説あれと、つまひらかならす」、八八「羽蟻」等五項が独自項。【五】樹木門　一三三項。【六】果蓏門　一〇一項。【七】異國草木　二六項。【八】蔓草門　三六項。Aのところで掲出した「陵霄」の注は、本書では省略されている。【九】服用草木　一一項。項目数はA本と同じである。【十】茸菌門　三二項。

【十一】水草門　Aに無い「藻」が最後にあり、Aより一項多い三一項。【十二】草花門　「萩」が独自項で入るが、一八六「敗毒菜」～一九四「秋葵」の欠落などで一八八項。【十三】諸竹門　四一「幟竹」～五二「竹米」が無い等で、A本の半分以下の二五項。【十四】海藻門　三〇項。【十五】菜蔬門　九一項。【十六】米穀門　五七項。【十七】三飲門　六一項。【十八】三飲器用門　六三項。【十九】　薬種門　八五項。【二十】寶貨門　六〇項。

【二十一】光彩門　三七項。【二十二】染綵門　五九項。【二十三】絹布門　六九項。【二十四】衣服門　七八項。【二十五】帽巾門　八一項。【二十六】履沓門　二七項。【二十七】枕席門　「畳床」等の独自項が四あり、A本より二項多い三一項。【二十八】副身器用門　四四項。【二十九】女用器財門　七九項。

【三十】香花門　五三項。

【三十一】書具文房門　Aより四五項少ない七七項。　【三十二】武具門――A本の第三十五番目の門にあたる。DにはAの三四方時器用が無い。全二〇〇項。六三「鋸」の後にある「是を三ツ道具と云」という注は六一の「突棒」六二の「刺叉」と合せてのものであるが、A本にはこの注が付いていない。　【三十三】馬具門　四二項。　【三十四】船車几牀門　八〇項。五五「鳳輦」の注「天子ノ車ヲ云」はA本に無い独自の注。　【三十五】　衣服器財門　二四項。　【三十六】湯火食器門　一四一項。　【三十七】洗掃器財門　三九項。　【三十八】農具門　五二項。　【三十九】猟漁器財門　四四項。独自項が四二以下に「簗、柴漬、蚊針」と三項あり、差し引き　A本より一項分多くなっている。　【四十】商家用字門　六三項。

【四十一】神祇雑門――A本「神祇雑入門」　五十九項。　【四十二】佛具言詞門　八三項。　【四十三】楽器音曲門　三九項。【四十四】童子弄器門　三八項。A―一七「小町踊」を「盆踊」に入れ替えているほか、「鞦韆」の訓がAで「ゆざばり」という古い言い回しであったのを「しうせん」に直す等の改訂を行っている。

【四十五】刑罰器言　四六項。

【四十六】遊藝勝負門　二三八項。　【四十七】支体灸穴門　一九五項。A―一三六「跗」を「あしのうら」と変えているほか、一七六の「骨隨」を「骨」と「隨」の二項に分割している。　【四十八】疾病門　一四五項。

【四十九】倚頑門　五七項。　【五十】百工家業門　九八項。

【五十一】百工器用門――A本は第四十一門　六八項。　【五十二】親戚門　八五項。　【五十三】禁中名目　六一項。「中納言」一項分だけA本より多い。　【五十四】武家名目　九八項。　【五十五】女中名目　一〇九

項。【五十六】諸宗名目　一一三項。【五十七】人倫門　一一八項。【五十八】飲食門――A本訓「いんしいもん」一三八項。【五十九】水火用字　五十七項。

【六十】営作器財――A本の第四十二門。D本独自の項目が土臺、敷居、楔飼、込洗打、切目椽、蟻壁、飛物、尾垂木、千鳥破風等四〇項目もあり、Aに在ってDに無い項目二二と差し引き、一八項目分Dの方が多い。計一二四項。【六十一】同訓別格門　二〇九項。項目内の字数がAと異っていることが間々ある。例えばイ―一の「いゑ」は、A本では十字だが、D本では「邸」「廬」の二字分が無い。

以上総計すると五一四一項になり、A本に比べて八二二項少ないということになる。「木の葉籠」の独自項目は約九七である。いずれにしても、注を大巾に削るなど、Aとはだいぶ趣を異にしてしまっている。Aは童子向けの往来物であり、Dは俳諧の用語辞典・作法書として編まれたものであるから、それも当然と言うべきであろう。右に見た如く、本書は作為が目立つ書であり、付録部分を含め、独創性がどの程度あるものであるか、かなり疑わしい書である。しかしながら、こういった書が通行するのは、当時にあっては普通のことだったのである。最後に「節用木の葉かご」に付された序文と跋文を掲出しておく。

（序）不用の用有、用のふ用あり、そも俳諧によれる書さま〳〵ありといへとも、撰者の名利を求るに似たるのこと多く、童蒙の助に疎し、此書や二世文庵、年頃俳諧に心をゆたね席に望むおり〳〵、乾坤無尽の礫字、はた遠きくさ〳〵のまきらハしきを、木の葉篭と銘蒙らせし竹聯にかき集め、部門六十一ヶ条にわかち、箱守のふかくひめ置たりしを、つもる星霜に朽なんもほゐなく、うゐ学ひの助にもやと、すゝめて桜木にうつし、其名をそ

の低木の葉籠と題するものなりけらし

東都　蕉門一派　　一斎風松識

文爰七甲申首夏

（跋）筆の熊手もて、書ともなく集るともなく、机上の籠中に溜る反古あり、かの山の井の浅からぬ文字の九牛か一毛なれと、門葉の人達、せちに進めて梓にきさむも、童蒙の助に、見安く覺安からむ事を思ふのミ、點畫のあやまち、聞淡、思あやまる事の多かりぬへけれと、そハ見ゆるして、後の人書あらため、もれたるをハ筆を加へ給へそかし

明星の高きハ知らし落葉掻

二世　牛文菴（印）